

令和6年第7回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年5月29日(水) 午後3時30分

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲
佐藤 和美
高橋 隆紀
照井 睦子
小原 紀実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	澤藤 樹史
総務課長	石川 貴洋
学校教育課長	中村 隆一
文化財課長	佐藤 康浩
学校給食センター所長	伊藤 泰樹
中央図書館館長	菅野 勝文
博物館館長	渋谷 洋祐
鬼の館館長	後藤 幸生

(2) まちづくり部

まちづくり部長	鈴木 善一
生涯学習文化課長	児玉 康宏
スポーツ推進課長	小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長	高橋 晋
子育て支援課長	久保田 達夫

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案4件及び協議2件が原案のとおり可決及び承認された。

議案第13号 北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会委員の委嘱について

議案第14号 国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会委員の委嘱について

議案第15号 北上市大乘神楽調査委員会委員の委嘱について

議案第16号 北上市立博物館協議会委員の委嘱について

協議第4号 北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について

協議第5号 認定こども園の新設計画に伴う対応方針について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午後3時30分)

教育長 それでは、ただいまから令和6年第7回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長 次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

佐藤和美委員 心の健康観察の推進に関し、1人1台端末の活用による児童生徒のメンタルヘルスの悪化やSOSの早期把握をするため、県が県内11市町村において、モデル事業を実施しているようですが、北上市も、当該モデル自治体になっているのでしょうか。

学校教育課長 当市は、現段階では指定されておりませんが、今後、指定を検討したいと考えております。

教育長 当該モデル事業は、東日本大震災をきっかけに県が独自の取り組みを進めたものとなっており、県としては、この取り組みを全国に広めたいとの考えと聞いております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第13号「北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第13号北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会委員の委嘱について、提案の理由を申し上げます。

きたかみの未来を創る教育のあり方の実現に向けた北上市立学校適正配置基本計画の素案を策定するため、北上市立学校適正配置基本計画策定検討委員会設置要綱に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱しようとする委員は、澤田安弘さん、伊藤巧さん、折笠周郎さん、齋藤康さん、及川三男さん、早川英信さん、柴田智子さん、八重樫満さん、田代高章さん、山沢智樹さんの10名であり、いずれの方々も、経験、識見ともに適任と確信するものであります。

なお、任期は、令和6年6月4日から令和8年3月31日までであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第13号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

選任区分につきましては、保護者の代表者として、北上市PTA連合会から3名、地域教育関係者として、北上市地域教育力向

上推進委員会から3名、学校関係者として、北上市校長会から2名、学識経験者として、大学教授等の方を2名、合計10名に委嘱しようとするものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第14号「国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化財課長。

文化財課長

ただいま上程になりました議案第14号国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会委員の委嘱について、提案理由を申し上げます。

国指定史跡八天遺跡の保存・活用・整備に関して議論する委員会の委員6人が令和6年5月31日をもって任期満了となりますので、山田康弘さん、中村良幸さん、小林克さん、鈴木まほろさん、平野直志さん、千田哲也さんを再任し、委員として引き続き委嘱しようとするものであります。

6人の方々は、それぞれの分野で専門知識をもって活躍され、あるいは地域においてまちづくりに尽力されており、人格、識見ともに優れた方々であり、いずれも適任と確信しております。

なお、任期は令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2か年であります。

よろしくご審議のうえ、原案どおり議決を賜りますようお願い

申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第14号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

文化財課長 選任区分につきましては、山田康弘さん、中村良幸さん、小林克さんの3名は、考古学の学識経験者として、鈴木まほろさんは植物学の学識経験者として、平野直志さん、千田哲也さんの2名は、地域の代表者として委嘱しようとするものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第14号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長 次に、議案第15号「北上市大乘神楽調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化財課長。

文化財課長 ただいま上程になりました議案第15号北上市大乘神楽調査委員会委員の委嘱について、提案理由を申し上げます。

岩手県指定無形民俗文化財和賀の大乘神楽の調査、研究を行う委員会を設置するにあたり、新規に7人の委員を委嘱しようとするものであります。

学識経験者として、神田より子さん、笠原信男さん、伊藤純さ

ん、鈴木昂太さん、假屋雄一郎さん、丸山妙子さん、阿部武司さんを委嘱しようとするものであります。

7人の方々は、専門知識をもって活躍され、人格、識見ともに優れた方々であり、いずれも適任と確信し委嘱しようとするものであります。

なお、任期は令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2か年であります。

よろしくご審議のうえ、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第15号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

文化財課長

神田より子さんは修験研究の学識経験者として、笠原信男さんは東北の民俗芸能の学識経験者として、伊藤純さんは民族芸能及び祭礼の学識経験者として、鈴木昂太さんは伝承組織の学識経験者として、假屋雄一郎さんは文献から見た民俗芸能の学識経験者として、丸山妙子さんは民俗音楽の学識経験者として、阿部武司さんは民俗映像の学識経験者として、それぞれの立場から意見をいただき、適切に調査されることが期待されます。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第15号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第16号「北上市立博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。博物館長。

博物館長

ただいま上程になりました議案第16号北上市立博物館協議会委員の委嘱について、提案理由を申し上げます。

北上市立博物館協議会委員の内、立花自治振興協議会推薦者である軽石強さんが会長退職に伴い退任したため、欠員となった協議会委員について、新たに同会より現会長の菊池明彦さんを推薦いただいたため、令和6年6月1日付で、後任の委員として委嘱しようとするものであります。

新たな委員につきましては、今まで市職員など、様々な場面で活躍されており、人格、識見とも優れた方であり、適任と確信しております。

なお、任期は令和6年6月1日から令和7年7月31日までの1年2箇月であります。

よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第16号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

博物館長

選任区分につきましては、博物館法施行規則に基づき、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者の4区分を整理しているものであり、今回の委嘱は、社会教育関係者に該当するものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第4号「北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議案件第4号北上市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について、協議の理由を申し上げます。

いじめの防止等の対策を推進するため、北上市いじめ問題対策連絡協議会を設置しておりますが、令和6年5月31日をもって委員全員の任期が満了することを受けて、7名の委員を委嘱するとともに、1名の委員を任命しようとするものであります。

任期は、本条例第5条により1年とし、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとするものであります。今回は、北上警察署生活安全課長獅子内智和氏、中部教育事務所在学青少年指導員盛島徹氏、鬼柳小学校長林一広氏、同じく、鬼柳小学校教諭鈴木知子氏、江釣子中学校長野里洋介氏、同じく、江釣子中学校教諭齋藤千香子氏を、昨年引き続き委嘱するとともに、盛岡地方方法務局花巻支局長秋元路恵氏を新たに委嘱します。いずれも経験、識見ともに適任と確信するものであります。

以上、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第4号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

選任区分につきまして、今回、委嘱しようとしている方々は、いじめの防止等に係る関係機関及び団体から推薦された方々とな

ります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第4号は、原案のとおり承認することに御異議
ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第4号は、原案のとおり
承認することに決定いたしました。

教育長

協議第5号を議題といたしますが、提案の前にお諮りいたしま
す。

これから上程になります協議第5号は非公表の計画に関する内
容でありますので、北上市教育委員会会議規則第9条の規定によ
り秘密会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

異議なしと認めます。よって、協議第5号は秘密会で進めて参
ります。

それでは、協議第5号「認定こども園の新設計画に伴う対応方
針について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育
て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第5号認定こども園の新設計画
に伴う対応方針について、協議理由を申し上げます。

江釣子地区において民間事業者から認定こども園の新設計画を
申し入れられており、保育需要に応じた定員や保育環境、施設管
理の面から検討した対応方針について協議するものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

認定こども園の新設計画の詳細につきましては、令和5年5月に株式会社アイグランから、認定こども園新設の申し入れがあったものとなります。同社は、本社所在地が広島県広島市であり、事業内容は認可保育園の運営などの保育サービス事業となっております。市内におきましては、北上済生会病院の事業所内保育園「なでしこ保育園」を運営されており、全国各地で481施設を運営している事業者となります。

次に、認定こども園の概要としましては、開園時期を令和8年4月としており、施設類型は、保育所型認定こども園となっております。建設予定地は、上江釣子17地割地内であり、定員は168人となっております。更には、病児保育の実施、発達支援施設の併設も予定されております。

次に、認定こども園の新設による園児・保護者、市への効果につきましては、1点目として、良質な環境での保育提供の実現に係り、既存園と比較して新設園はハード面の性能が向上しているため、空調設備により夏季・冬季も過ごしやすきことや、安全性の高いセキュリティなど、良質な環境で保育を受けることができることが期待されます。また、公立施設を利用する保護者から、施設の老朽化に関して複数の声が上がっている状況となっております。

2点目としては、多様な子育て支援サービスの充実に係り、病児保育や江釣子地区には無い発達支援施設が併設されるため、園児・保護者の状況に応じた多様な子育て支援サービスを受けることができることが期待されます。

3点目としては、少子化に対応したクラス規模の維持に係り、幼稚園と保育園が一体化することで、一定程度のクラス規模を維持しやすくなるため、少子化の状況においても集団保育を受けることができることが期待されます。

次に、市子育て支援施策への効果としては、第2期北上市子ど

も・子育て支援事業計画において、効率的な運用及び適切な集団規模の確保のために認定こども園化を推進することとしており、この施策に対して早期の対応が可能となることが期待されます。

以上の観点から、園児・保護者、市、両者にとってメリットが大きいことから、認定こども園の新設を認める方向で検討を進めることとしております。

なお、認定こども園新設に伴う課題としましては、新設する認定こども園と近隣の公立施設3園を合わせると、大幅な定員過多となり、需給バランスの不均衡が生じることが想定されております。現在、288人の定員に対し162名の児童数となっておりますが、認定こども園新設に伴い、定員数が456人と大幅に増加することとなっております。

課題への対応方針としましては、大幅な調整が必要であり、既存園の定員減のほか、閉園を視野に入れた対応も検討することとしております。また、本年度に策定するこども計画の中でも、教育・保育量、施設配置、施設整備の観点を並行して検討することとしております。

最後に、今後の予定としましては、6月13日の市議会全員協議会において協議するとともに、6月下旬に北上市子ども・子育て会議で対応方針を協議する予定としております。その後、7月以降在園児の保護者、自治協・地域住民へ説明、意見聴取することとしております。

以上の協議事項は、関係する団体等が多いことから、順次協議を進めており、6月13日の市議会全員協議会までは、非公開としておりますので、教育委員の皆様も情報の管理にはご留意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第5号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午後4時20分)

議録作成者 教育長 平 野 憲

令和6年5月29日